

お知らせ

受験生チャレンジ支援貸付事業

都は、都内に1年以上在住する一定所得以下の世帯で、中学3年生・高校3年生等の子どもを養育する生計中心者に対して、学習塾などの受講料と高校・大学等の受験料の無利子貸付を行っています。対象校に入学した場合、返済免除の申請ができます▶学習塾などの受講料=上限20万円▶高校受験料=上限2万7400円▶大学等受験料=上限8万円▶立川市くらし・しごとサポートセンター☎(503)4308

びん・缶・ペットボトルなどの出し方

●びん・缶 必ずキャップ等はずし、水ですすいできれいにしてから、かごやバケツなどの容器(段ボールなどの紙容器以外)に入れてびんの日、缶の日に出してください。手選別や機械選別等の妨げになるため、袋で出されたものは収集できません。集合住宅は所有者等が容器の用意をお願いします。

●スプレー缶 必ず中身を使いきり、穴を開けずに45リットルまでの透明または半透明の袋に入れ、スプレー缶の日に出してください。

●ペットボトル 必ずキャップとラベルはずし、水ですすいできれいにしてから横につぶし、45リットルまでの透明または半透明の袋に入れ、ペットボトルの日に出してください。縦につぶしたり、工作で切ったりしたものはリサイクルできないため「燃やせないごみ」の日、キャップとラベルは「容器包装プラスチック」の日に出してください。

▶ごみ対策課・内線6752

市営葬儀説明会

立川市斎場指定管理者のシルバー人材センターから市営葬儀について説明を聞きます。直接会場へ。電話による相談も随時受け付けています▶7月26日(金)、8月29日(木)、9月27日(金)、午前10時～11時▶立川市斎場(羽衣町3-20-23)▶立川市斎場☎(524)1998

市営葬儀の基礎知識について説明します

立川市斎場指定管理者のシルバー人材センターが市営葬儀の基礎知識について個別に説明します▶①7月25日(木)▶午後2時から▶午後3時から▶②7月26日(金)▶午後2時から▶午後3時から▶①柴崎学習館②幸学習館▶各2組(申込順)▶立川市斎場☎(524)1998へ

ライフアップたちかわ会員拡大キャンペーン実施中

ライフアップたちかわ(勤労者福祉サービスセンター)は、市の支援を受け、市内の中小企業で働く事業主や勤労者などを対象に、総合的な福利厚生事業を行っています。1人月額400円の会費で祝い金、保険金等の給付や、健康、レジャーなど、さまざまなサービスを受けることができます。9月30日(月)まで入会金(1人300円)が無料となる会員拡大キャンペーンを実施しています。くわしくは「ライフアップたちかわ」のホームページをご覧ください▶ライフアップたちかわ事務局☎(523)2142、市産業振興課商工振興係・内線2645



地域学習館夏休み学習スペース

夏休みの間、地域学習館(下表)のロビー、教室等を学習スペースとして開放します。砂川学習館は工事中のため開設しません▶7月21日(日)～8月31日(土)、午前9時～午後4時30分▶各地域学習館へ

学習館名	電話番号	定員	利用できない日
柴崎	☎(524)2773	24人	7月22日、8月12日・26日の月曜日
西砂	☎(531)0431	20人	
高松	☎(527)0014	6人	
錦	☎(527)6743	10人	
幸	☎(534)3076	10人	

30代半ば～50代前半のちょっと「はたらく」相談

「長く働ける仕事を探したい」「自分にあった仕事に就きたい」など、ご相談ください。直接会場へ。予約もできます。くわしくは「シャフト・プログラム」のホームページをご覧ください▶30代半ば～50代前半の方、家族の方▶7月12日・26日、8月23日、9月13日・27日の金曜日、午前10時～午後3時(1時間ごとに受け付け)▶窓口サービスセンター▶下2次元コードの申込フォームから申し込むか、市産業振興課商工振興係・内線2645へ▶認定NPO法人育て上げネット☎080(2679)0263



シニア

体をほぐそう

肩、腰、脚をほぐして元気な毎日を過ごしましょう▶60歳以上の市民の方

▶8月3日・10日の土曜日、午後2時30分～4時(全2回)▶場幸福社会館▶生涯学習市民リーダー・高橋尊子さん▶20人(申込順。3月に実施した同名の講座を受講しなかった方を優先)▶動きやすい服装、ヨガマット(バスタオル)、飲み物▶7月10日(水)から柴崎福祉会館☎(523)4012へ

官公署・その他

自衛官等を募集中

くわしくはお問い合わせください。
●航空学生 ▶海上自衛隊=18歳以上23歳未満の方▶航空自衛隊=18歳以上24歳未満の方▶9月5日(木)までに
●一般曹候補生 ▶18歳以上33歳未満の方▶9月3日(火)までに
●自衛官候補生 ▶18歳以上33歳未満の方▶年間を通じて受け付け▶防衛省自衛隊立川出張所☎(524)0538

たちかわ競輪開催日

●西武園FI*=7月13日・14日●広島FI(玉野)*=7月13日～15日●GII・松戸サマーナイトフェスティバル・ガールズ(ナイター前売)*=7月13日～15日(DOKOTOクラブのみ最終レースまで発売予定)●立川FI=7月16日～18日●青森FI(ナイター前売)*=7月16日～18日●平塚FI・ガールズ(ナイター前売)*=7月20日・21日●熊本FI*=7月20日～22日●福井記念*=7月20日～23日●富山FII・ガールズ*=7月23日
*は場外発売

開催案内・レース結果 ☎050(3355)4703

市長コラム

たちかわで広がる、人生の豊かさ

～「補聴器購入費助成制度」スタート!～

家族や友人との会話、地域での活動、趣味なども通じて、誰かと繋がる喜びや充実感、自分らしく生きるための礎です。

体の不調によって、この日常が制限されてしまうのは、想像以上に辛いことですが、その一つに「難聴」があります。

近年、高齢化社会の進行に伴い、難聴を抱える方が増えてきました。補聴器は、聞こえない困難を克服し、「聞こえる喜び」を取り戻すための重要なツールです。コミュニケーション不足による社会からの孤立化を防ぐだけでなく、高齢者には認知症予防の側面もあると報告されています。

しかし、補聴器は高価なために、経済的な理由で購入をあきらめる

方も少なくありません。

そこで、立川市では、新たに「補聴器購入費助成制度」を新設し、7月1日より事業をスタートしました。

この制度は、市内在住で、難聴等による聞こえに課題があり、生活に支障をきたしている18歳以上の方を対象(所得制限あり)に、補聴器購入費の一部(上限4万円)を助成するものです。

この制度をきっかけに、一人でも多くの方が補聴器を手にし、「もっと自由に、より自分らしく」彩りのある生活を送っていただきたいと願っています。

立川市長 酒井大史

消費者の目

美容医療の「脱毛モニター契約」はクーリング・オフできない?

第213回

相談事例

2日前、美容医療クリニックのキャンペーン広告を見て、全身脱毛のカウンセリングを申し込みました。高額な契約のため迷っていると、カウンセラーに「施術中の写真をサイトに掲載するモニターとして申し込みれば、割引になる」と強く勧められ、断りきれずに全身脱毛6回のモニター契約をしました。後からよく考えると、医師からの説明もなく、他のクリニックのほうがよかったと思い、メールでクーリング・オフを伝えました。ところが、「モニター契約だからクーリング・オフできない。口頭や文書で説明済みで、申込書に署名もしている」と言われました。「モニター契約はクーリング・オフできない」という、消費者に不利な特約に従う必要はあるのでしょうか。

特定商取引法の改正により、一定の条件(注)を満たす美容医療サービスが特定継続的役務提供として認められ、クーリング・オフや中途解約ができるようになりました。

消費者は特定商取引法で定められた概要書面や契約書面を受領後8日間以内であれば、書面またはメール等の電磁的記録で解除通知を出すことにより、無条件で契約を解除できます。

今回は、契約書面確認後に消費生活センターからクリニックに連絡し、本来、クーリング・オフの対象になる契約を、特約によってクーリング・オフできないとすることは不当である旨

を伝えたと、クーリング・オフに応じました。

クーリング・オフや中途解約は、法律で定められた消費者の権利です。特約で、「クーリング・オフできない」と消費者に不利な条件が書かれてあってもあきらめず、消費生活センターにご相談ください。

(注)▶施術を受ける期間=1か月超▶金額=5万円超▶対象となる施術例=脱毛(毛の発生源を破壊するレーザー脱毛等)、皮膚のしわまたはたるみの軽減、脂肪の減少等(対象となる施術かどうか確認したい場合は、消費生活センターにお問い合わせください)

困ったときは

立川市消費生活センター☎(528)6810へ